

仕 様 書

件 名 仙 台 市 立 病 院 電 力 需 給

仙 台 市 立 病 院 經 営 管 理 部 財 産 管 理 課

1. 概要

- (1) 需要場所 仙台市立病院
仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号
- (2) 業種及び用途 病院

2. 仕様

(1) 電力供給条件

- ア) 供給電気方式 交流3相3線式
- イ) 供給電圧 標準 6,000 ボルト
- ウ) 計量電圧 標準 6,000 ボルト
- エ) 標準周波数 50 ヘルツ
- オ) 受電方式 2回線受電(常時供給用及び予備電源)

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア) 常時供給電力 1,650 kW
予備供給電力 常時供給電力と同量とする。
自家発補給電力 370 kW
- イ) 予定使用電力量 6,562,000 kWh
(令和6年10月1日から令和7年9月30日までの使用量見込み)
- ウ) 力率 97%
- エ) 令和4年度及び令和5年度使用電力量の実績 (別紙1)
- オ) 令和6年10月から令和7年9月までの予定使用電力量 (別紙2)

(3) 契約期間

令和6年10月1日0時から令和7年9月30日24時まで
なお本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

(4) 電力量の検針

検針日時 毎月末日24時

ただし、これにより難しい場合は、発注者の了承を得て翌日以降に行うものとする。計量は、供給者が設置した計量器により記録された値によるものとする。

- (5) 需給地点 需要場所の構内に施設した区分開閉器(UGS)の電源側接続点
- (6) 保安責任分界点 需給地点に同じ。
- (7) 財産分界点 保安責任分界点に同じ。
- (8) 計量器設置場所 需要場所の建物地下電気室のキュービクル内
- (9) 代金の算定期間 毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(10) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金で構成する料金制など受注者が設定すること。また、燃料費の変動等により電力量料金の調整を行う必要が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、これを改訂することができる。ただし、需要場所を管轄する旧一般電気事業者の燃料費等調整額を超えない範囲で行うものとする。

(11) 力率

力率は、当該月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、単位は％（小数点以下は、四捨五入する。）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100％とする）。

平均力率は、次により算出する。

$$\left\{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \right\} \times 100$$

(12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、次式により算出する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金単価×使用電力量

3. その他

(1) この施設の外来休診日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）とする。

(2) 料金の算定上必要な計量器及びその付属装置等は、すべて受注者の負担において取付けること。また、既設設備の改造工事等が必要な場合の費用についても受注者の負担とする。

施工に停電が必要な場合は、発注者が指定する日時に行うこと。

(3) 受注者の発電設備等が事故などにより、電力の供給不能になった場合には、速やかな復旧が可能な体制を確保すること。ただし、これによる特別料金は別途支払わないものとする。

(4) 季節条件等の変動により、予定使用電力量に対して購入する電力量が大幅に増減した場合にも、内訳書の単価を適用する。

(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の需給条件については発注者と受注者の協議により定める。